

令和2年度 第2回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和3年3月19日（金）

場所：ピュアリティまきび2階「千鳥」

岡山県保健福祉部障害福祉課

## 目 次

◎協議・報告	(頁)
○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容	… 1
○県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表	… 6
○医療的ケア児等コーディネーター養成研修終了者数と市町村での配置状況	… 7
○医療的ケア児支援事務担当者等連絡会議議事録（要旨）	… 8
○医療的ケア児等支援に係る市町村説明会議事録（要旨）	… 9
○各市における医療的ケア児等支援の取組	… 12

### 参考資料

- ・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（平成31年3月1日施行）
- ・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿
- ・令和2年度第1回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要（要旨）

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和3年2月4日

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

### 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し  
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し  
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し  
・ 基本報酬の充実・従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

### 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し  
・ 一般就労への移行の更なる評価等・定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化  
・ 基本報酬の充実・医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

### 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実  
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設・看護職員加算加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し  
・ 基本報酬区分の見直し・より手厚い支援を評価する加算の創設(3)(3)と同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し  
・ 人員配置基準の見直し・ソーシャルワーカーの配置に対する評価

### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

### 5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進  
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)  
・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)  
・ 地域と連携した災害対応の強化(訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用  
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

### 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し  
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進  
・ 虐待防止委員会の設置・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し  
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取付促進  
・ 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止・加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用(再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等  
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長  
・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

# グループホームにおける重度化・高齢化への対応

## ① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】 重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

## ② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】 医療的ケア対応支援加算 120単位/日

## ③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動保護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】 強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

## ④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】 区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】 区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



## ⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直しした上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】 区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

※2 【新設】 夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

# 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

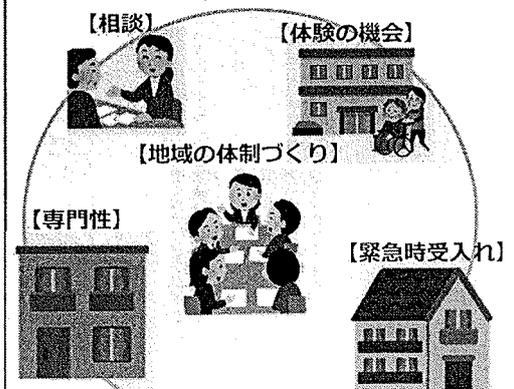
<地域生活支援拠点について>

・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる  
令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）  
令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

## 地域生活支援拠点等



## 緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※ 地域生活支援拠点等の場合

○ 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合

・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

## 緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

○ 短期入所 +100単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合

・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算

700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）

（地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日

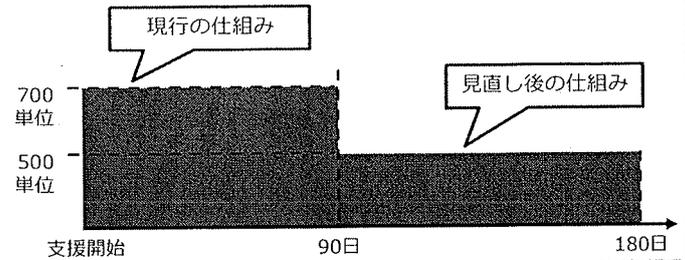
※ 地域生活支援拠点等の場合

# 重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

## 1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

- ・算定期間：（現行） 90日 →（改正後） 180日
- ・単位数：（現行） 700単位 →（改正後） 500単位



## 2. 生活介護（強度行動障害関係）

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

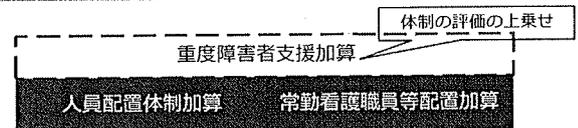
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

## 3. 生活介護（重症心身障害者関係）

- 重症心身障害者の受入を評価するため

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置
- ・ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を3人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。



# 医療型短期入所の受入体制強化

## 1. 基本報酬

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。

- （例）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）：（現行） 2,907単位/日 →（改正後） 3,010単位/日
- 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）：（現行） 2,785単位/日 →（改正後） 2,835単位/日

## 2. 医療型短期入所の対象者の整理

- 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。
- 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。
- 医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

## 3. 特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

- 特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とするに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。

- その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。

- （現行） 388単位/日 （改正後） 610単位/日（25点以上） 又は 297単位/日（10点以上）

## 4. 日中活動支援の評価

- 医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。
- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

# 医療的ケア児に対する支援の充実（全体像）

## ■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	<b>新</b> 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		<b>改</b> 看護職員加配加算の要件緩和(重点事業所)	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		<b>改</b> 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	<b>改</b> 看護職員配置加算の要件緩和	(障害児通所支援と同様に)看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	<b>新</b> 常勤看護職員等加配加算(Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通(短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス)	医療連携体制加算 <b>改</b> 一部 <b>新</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。</li> <li>通常は看護師配置がない福祉型短期入所でも、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。</li> </ul>

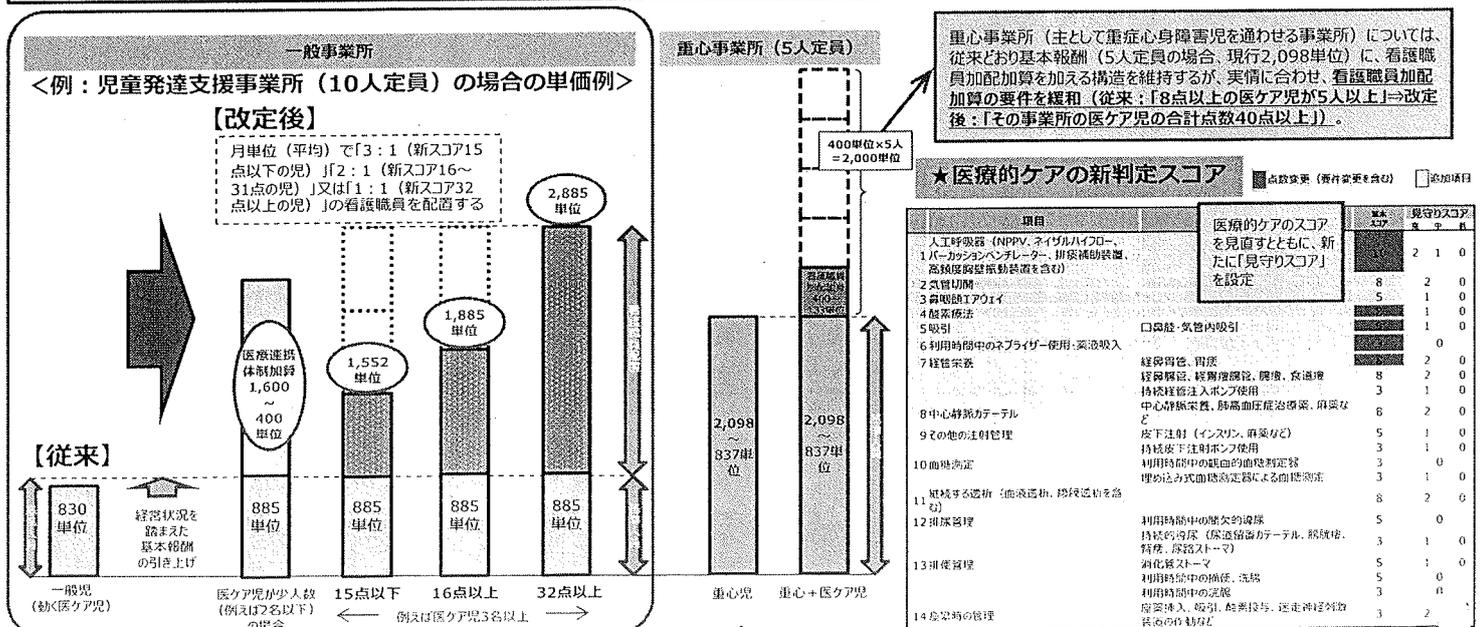
## ■ 看護職員の配置以外の改定項目(再掲:詳細は各サービスの改定資料を参照)

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	<b>改</b> 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		<b>改</b> 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	<b>新</b> 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

# 医療的ケア児の基本報酬の創設(障害児通所支援)

## ■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア(右下欄★)を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3:1(新スコア15点以下の児)」「2:1(新スコア16~31点の児)」又は「1:1(新スコア32点以上の児)」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、1事業所当たりごく少数の医ケア児の場合(基本報酬では採算が取りづらい)であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。(※従来の看護職員加配加算を改組)
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。



# 医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス： 短期入所<sup>a)</sup>・重度障害者包括支援<sup>b)</sup>・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援  
 共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

	改定後			改定前 (対象者数)					
	内容で分類	医ケア以外	医ケア	算定要件 (対象者数)	1名	2名	3~8名 [6]の場合:3名	1名	2~8名
1	○			1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○			1時間以上2時間未満	63単位				
3	○			2時間以上	125単位				
4			○	4時間未満 <sup>注1)</sup>	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	医療的ケアの 単価の充実  1,000単位	500単位
5			○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6			○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合: 39単位/日 福祉型短期入所の長時間の評価を導入								

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。  
 ※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

# 県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表

令和3年3月現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当 部局	設置年度 (予定含む)	実施方法 (例:新規単独、既存の〇〇会議を活用等)	対象エリア
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育)の連絡会議	岡山市
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
津山市	医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	(新規)	津山市
	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 久米南町 鏡野町 美咲町
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市自立支援協議会子ども部会を活用	玉野市
笠岡市	(未定)	③障害福祉部門	(未定)	(未定)	笠岡市 里庄町
井原市	(未定)	③障害福祉部門	R3予定	自立支援協議会を活用予定	井原市
総社市	医療的ケア児支援体制検討プロジェクト チーム	⑥その他	H30済	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市
高梁市	(未定)	③障害福祉部門	R3予定	高梁市自立支援協議会を活用予定	高梁市
新見市	(未定)		(未定)	(未定)	新見市
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議(仮称)	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会子ども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議(仮称)	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市 新庄村
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
浅口市	(未定)		(未定)	(未定)	(未定)
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議(仮称)	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
里庄町	(未定)		(未定)	(未定)	笠岡市 里庄町
矢掛町	(未定)		(未定)	(未定)	矢掛町
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	新庄村 真庭市
鏡野町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3予定	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(子ども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
久米南町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
美咲町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 久米南町 美咲町
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会 教育保育部会		H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町

※16市町で設置済(11の場)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数と市町村での配置(活用)状況

各市町村における配置(活用)状況

令和2年7月1日現在

(単位:人)

市町村名	県実施養成研修の修了者数				令和2年1月 末日時点 各市町村 における 配置等状況 (人数)	令和2年7月 1日時点 各市町村 における 配置等状況 (人数)	配置 (活用) の形態 ①②③	備 考
	H29年度	H30年度	R元年度	合計				
岡山市	15	13	11	39	0	0		
倉敷市	13	15	15	43	0	0		
津山市	2	2	5	9	0	0		
玉野市	2	1	3	6	1	0		
笠岡市	0	1	3	4	0	0		
井原市	1	0	0	1	0	0		
総社市	2	4	4	10	0	0		
高梁市	0	3	4	7	0	0		
新見市	0	1	2	3	0	3	①②	①:1名、②:2名
備前市	0	1	1	2	1	1	②	
瀬戸内市	2	3	4	9	4	5	②	
赤磐市	0	0	0	0	0			
真庭市	2	2	0	4	0	2	②	
美作市	1	2	1	4	1	0		去年は修了者がいましたが、今は不在 ですので、0で報告します。
浅口市	0	0	0	0	0			
和気町	1	0	0	1	1	1	②	
早島町	1	0	1	2	0	0		
里庄町	0	0	0	0	0			相談支援事業所なし
矢掛町	1	0	0	1	0	0		
新庄村	0	0	0	0	0			相談支援事業所なし
鏡野町	2	1	0	3	2	3	②	
勝央町	0	0	2	2	1	0		
奈義町	0	1	0	1	1	0		相談支援事業所なし(町役場の窓 口で相談にのっていた昨年度のひ とりについては、現在、育児休業 中)
西粟倉村	0	1	0	1	0	0		
久米南町	0	0	0	0	0			相談支援事業所なし
美咲町	0	2	0	2	2	0		
吉備中央町	1	1	1	3	0	0		
県外	1	5	2	8				
計	47	59	59	165	14	15		

※配置等：相談支援事業所への委託配置を含む。

配置(活用)の形態

①自治体職員を配置(直営)

自治体職員(社会福祉士)が県の養成研修を修了し、相談業務に従事しているもの

②一般相談(委託)

県の養成研修を修了したコーディネーターが所属する相談支援事業所に対し、コーディネーター業務を含め、「障害者総合相談窓口」を委託設置しているもの

③その他(備考欄に詳細を記入してください)

## 医療的ケア児支援事務担当者等連絡会議（第1回）議事録（要旨）

- 1 日時 令和2年11月10日（火）  
10:00～11:15
- 2 場所 県庁議会棟 3階 産業労働警察委員会室
- 3 参加者 別添参加者名簿のとおり
- 4 概要 各課の取組状況等について、別添資料により情報共有を図るとともに、関係課担当者間で意見交換・情報共有等を行ったもの。

### 5 主な内容

#### (1) 各課の取組状況

##### (医療推進課)

- ・(社福) 旭川荘に委託し、「小児等在宅医療連携拠点事業」に取り組んでいる。
- ・「医療的ケア児に関する調査」について、平成30年度から始め、今年で3年目となる。病院に対して調査をしている。調査の結果、岡山県内の医療的ケア児は318人であった。
- ・岡山県訪問看護ステーション連絡協議会に委託し、「小児訪問看護拡充事業」に取り組んでいる。大きな柱は、訪問看護ステーションの看護職に対する研修会とネットワークづくり。

##### (健康推進課)

- ・母子保健の分野での関わりとなっている。NICUから家に帰るとき保健所が関わる等の体制づくりをしている。産後の切れ目ない支援を進めている。

##### (医薬安全課)

- ・小児慢性特定疾病の医療費の申請のところで関わっている。申請しないと把握ができない。申請→審査→認定→受給者証の交付という流れで、医療費の補助をしている。
- ・実施主体は市町村だが、在宅の患者に対して日常生活用具の給付の制度もある。

##### (特別支援教育課)

- ・特別支援学校は県内に16校ある。国立の岡大附属と倉敷市立があるので、県立としては14校。このうち9校に医療的ケアを必要とする生徒がいる。
- ・令和2年5月1日現在、岡山県立の特別支援学校に通学している生徒は113人。このうち、人工呼吸器をつけたまま通学している生徒は2人いる。
- ・昨年度の調査で、岡山県立の特別支援学校の訪問も含めた生徒の調査では、人工呼吸器の管理が必要な生徒は13人だった。
- ・岡山県で、研修を受けた教員が行うことのできる特定行為は、「口腔内の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「鼻腔経管栄養」である。
- ・医療的ケア運営協議会を開催している。  
障害福祉課による医療的ケア児等支援部会でもさまざまな意見が聴けるのでありがたい。

##### (障害福祉課)

- ・医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業を実施している。  
「短期入所サービス拡大促進事業」「短期入所事業所開設等支援事業」「医療的ケア児等支援者養成事業」を進めている。

#### (2) 意見交換

- ・コロナで臨時休業のとき、預かるところがないという話で、結局、学校で預かり対応をすることになった。このようなときに預かってもらえるところというのはないか。  
→状態によって受け入れられるところと受け入れられないところがあるので個別判断となる。
- ・来年度の入学の検討にあたり、スクールバスに乗れないとなれば、親が送迎しないといけないとかいう議論が出てくる時期で、実際、親にどこに相談に行くようにいえばいいのか。  
→基本的には通学は福祉移送を使えない市町村が多いが、認めている市町村もある。まずは市町村の障害福祉窓口に行って相談するのがいいのではないかとかがいる場合そこから繋いでもらうこともできる。

## 医療的ケア児等支援に係る市町村説明会 【岡山会場】（要旨）

1 日 時 令和3年1月13日（水）13：30～15：00

2 場 所 備前県民局 弓之町庁舎 第1会議室

3 県・市町村との意見交換

### ① 対象者の把握

- ・医療的ケア児について、健康づくり課の小児慢性特定疾患、特定疾病の報告書等から把握している。災害対応を含め情報収集が大切だ。
- ・保健所、訪問看護ステーション、母子保健担当課から状況を把握している。
- ・医療的ケア児の洗い出しについて、ショートステイや放課後デイなどのサービスを使っている人は把握できている。
- ・医療的ケア児については町として把握していないので、今のところ対策はしていない。

### ② 協議の場

- ・庁内連携会議については、課長級が集まって協議をする場としている。自立支援協議会ワーキング部会は医療とも連携し今度4回目を開催する。
- ・医療的ケア児支援については子ども部会を昨年度から協議の場としている。
- ・隣町と設置しているが、今のところ特に話は進んでいない。
- ・教育部会を活用している。

### ③ 消毒液の配布

- ・コロナの関係でアルコールを購入し2回配布した。普及したと考えられるので、まとめて購入、保健センターに配布し必要な方は入れに来ている。
- ・消毒液の配布で自宅訪問をするようになった。
- ・消毒液の配布で、訪問はしていなくて、すべて郵送している。時々電話で話をしたり、窓口に来られたときに話をしたりしている。

### ④ 短期入所

- ・短期入所については、市内の病院も登録はあるが、土日は医者がいないなど実際は使えていない。研修をしてもらえたら、使用は増えるのではないかな。
- ・ショートステイは旭川荘に行く人が多い。コロナで閉鎖されたときに困った家族が多い。

### ⑤ その他

- ・「防災サポートブック」を訪問時に紹介している。
- ・台帳を作成して計画をたてている。災害時にどのようなことができるのかを話し合っている。
- ・お母さんからの要望として「避難したい」「チューブや薬を処方してほしい」等である。連携を深めていきたい。
- ・相談支援事業所が少なく、今年度1人コーディネーター研修を受講した。

## 医療的ケア児等支援に係る市町村説明会 【倉敷会場】(要旨)

- 1 日 時 令和3年1月15日(金) 13:30~15:00
- 2 場 所 備中県民局 会議棟 第1~第3会議室
- 3 県・市町村との意見交換

### ① 協議の場

- ・協議の場の設置に向けて話をしている。
- ・自立支援協議会の医療部会を中心に、医師会の先生に相談してもらおうという形で進めている。
- ・自立支援協議会は単独となったが、コロナで立ち上げができていない。
- ・地域支援協議会は、隣町に既存のものがあるので、今、まさに、検討中。単独でやっていくのは難しいので、共同でできればと考えている。

### ② 短期入所

- ・短期入所に空きがない。親が急病になったときとかに、ひとりで連れて行けない。きょうだい児の兼ね合いもあり、送迎などのサービスがあればと思う。車と看護師をつけてもらって送迎してもらえるのが理想だというのが親の意見。短期入所は南岡山か旭川荘という感じだが、どちらも小一時間かかるし使いたいときに使えない。近場でできればいい。
- ・市内の病院が短期入所の受け入れ先になっているが、土日に医師がいないし、看護師が手薄なこともあり、本当に必要なときに受け入れられない。
- ・医療的ケア児については、施設が遠く、ショートステイも限られたところしかない。

### ③ コーディネーター

- ・職員が受講してコーディネーターになれるように考えている。
- ・相談支援事業所の人2人が受講しているが、コーディネートしようにも忙しくてできない。
- ・研修を受けてくれたので、設置できたらと考えている。
- ・計画相談事業所がないので、町の保健師に研修を受けにってもらいたいと思っている。
- ・専門員が受講しているので、その人にお願いするしかない。

### ④ その他

- ・訪問看護については、退院の時に既に利用予定している人が多い。
- ・昨年度、医療的ケア児の調査をした。「どのような支援ができるか」ということを考えている。
- ・地域に施設がなく、資源が少ないと親に言われる。

## 医療的ケア児等支援に係る市町村説明会 【津山会場】(要旨)

- 1 日 時 令和3年1月25日(月) 13:30~15:20
- 2 場 所 美作県民局 第二庁舎 センターホール
- 3 県・市町村との意見交換

### ① 協議の場

- ・市独自で「医療的ケア児支援推進会議」を設置。平成30年度から年1~2回開催している。圏域では、自立支援協議会医療的ケア児等支援ネットワーク会議で話をしている。
- ・既存の地域自立支援協議会の中に協議の場を設けた。
- ・協議の場について自立支援協議会の中で話し合いをしているが、まだ具体的な話にはなっていない。
- ・協議の場については、自立支援協議会の中で話し合っている。
- ・協議の場については、自立支援協議会のこども部会を活用できればと考えているが、まだ、きちんとした話ができている。

### ② 短期入所

- ・短期入所については、市内に受け入れ先が少なく、苦慮している。

### ③ コーディネーターの設置

- ・コーディネーターの設置については町内の事業所から3名、研修を受講している。今回計画の見直しもあり業務として位置づけて設置することにした。
- ・コーディネーターについては、研修を受けた人は2人いるが、今、配置は0人となっている。委託に出している相談支援事業所にその2人がいるので、契約の中に入れていって設置ということにしたい。
- ・コーディネーターについては、職員が養成研修を受講したが、現在、育休中で0人だが復帰予定だ。委託先では3人おけるかなという状態である。
- ・コーディネーターは2人いるが、相談支援専門員としての業務とコーディネーターとしての役割が分けられなくて、悩んでいる。町の職員に研修を受けられて配置すれば簡単にすむ話なのか、支援事業所が望ましいのか、悩んでいるところだ。
- ・コーディネーターについては、検討中。

### ④ その他

- ・障害サービスの提供事業者が村内にあまりない。
- ・相談支援者については、配置していきたい。
- ・児童発達支援事業所の協議を進めている。

## 岡山市の医療的ケア児等支援状況について

R3.3.19

岡山市障害福祉課

I. 岡山市内医療的ケア児の概況：医療的ケア児実人数：137人(令和2年7月末現在)

II. 協議の場の開催状況について(別紙参照)

- (1) 岡山市医療的ケア児支援連絡会議  
本庁内関係各課の連携や情報共有を目的とする課長会議。
- (2) 岡山市自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議  
岡山市内関係機関の連携会議。本年度4回実施。

III. 医療的ケア児等コーディネーターについて

- (1) コーディネーター研修修了者数 46人
- (2) 配置人数：0人(R3年度 コーディネーター配置予定)

IV. 医療的ケア児等の支援について

- (1) 手指消毒用アルコールの配布(コロナ対策)
- (2) 医療的ケア児支援WGにおける支援検討事項
  - ① 訪問入浴サービス事業について
  - ② 在宅レスパイト事業について
  - ③ 防災対策について

V. その他

- 令和3年度「岡山市障害者基幹相談支援センター」の設置予定
  - ・基幹相談支援センター業務の他、障害者権利擁護・虐待防止センター、及び医療的ケア児等総合支援事業を併せて委託する予定。

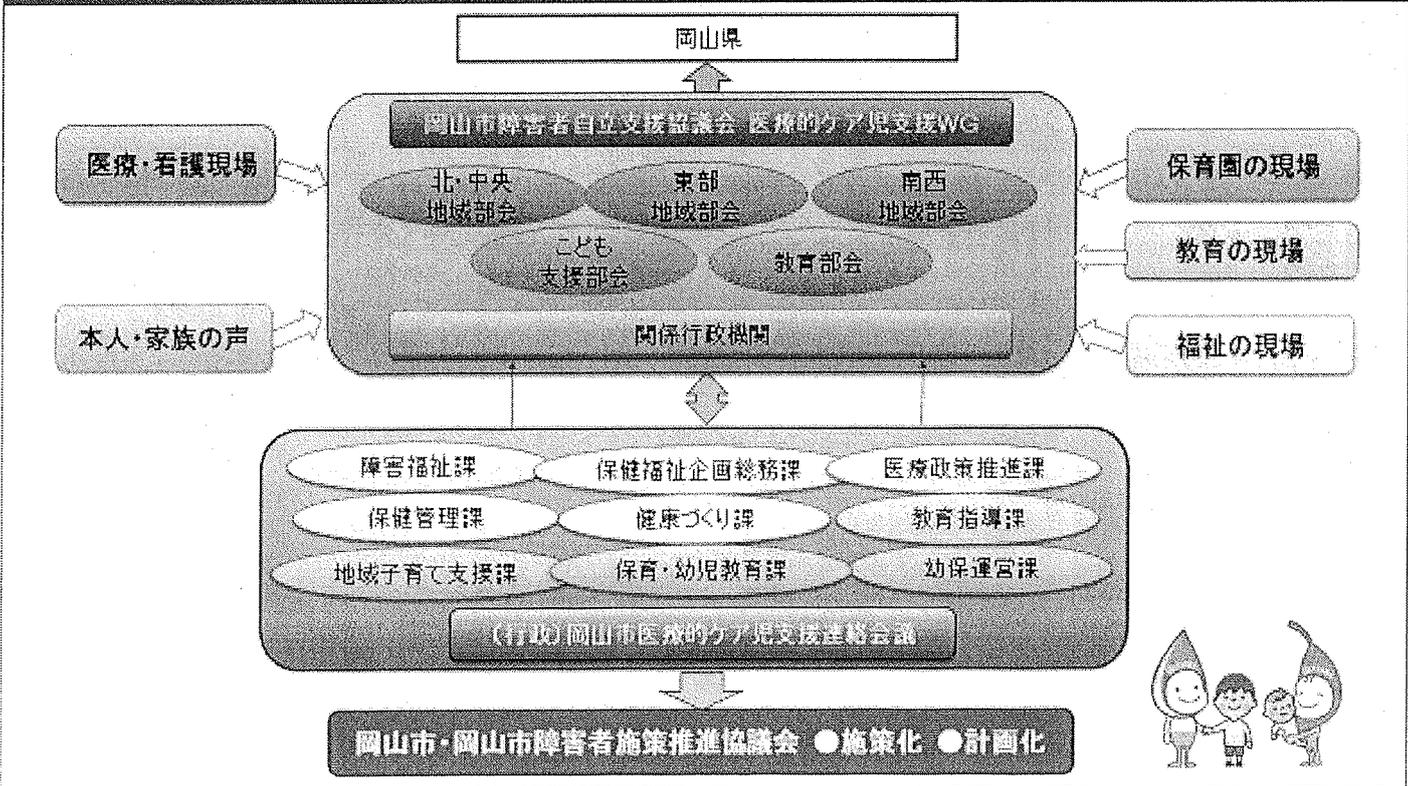
岡山市医療的ケア児支援連絡会議  
(庁内連絡会議)

局	部	所属課・職名
保健福祉局	障害・生活福祉部	障害・生活福祉部長
		障害福祉課長
	保健福祉部	保健政策担当部長
		保健福祉企画総務課長
		保健管理課長
		健康づくり課参事
		医療政策推進課長
岡山っ子育成局	保育・幼児教育部	保育・幼児教育課長
		幼保運営課長
教育委員会	学校教育部	教育支援担当課長
		地域子育て支援課 放課後児童対策担当課長

岡山市自立支援協議会  
医療的ケア児支援ワーキング会議

部会名	所属
地域部会(東部)	旭川荘 児童院地域療育センター
	旭川荘 児童院地域療育センター
地域部会(中央・北)	地域サポートセンター 仲よし
地域部会(南西)	ファミリーサポートあそぼ
	ひらた旭川荘 地域活動支援センター
こども支援部会	児童発達支援センター わかくさ学園いちご
教育部会	旭川荘 児童院地域療育センター

【岡山市における医療的ケア児の支援を協議する場のイメージ図】



令和2年度 第二回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 事前資料

●倉敷市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：102人 医療的ケア者人数：257人（R2.12月時点）

※把握方法：保健所保健課による

小児慢性特定疾病医療費、特定医療費（指定難病）の申請時の独自のアンケート調査及び面接、県や医療機関等からの情報提供

●倉敷市の取組

既存の協議会である倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会を医療的ケア児等支援の協議の場としている

構成機関：南岡山医療センター 倉敷成人病センター 川崎医科大学附属病院

つばさクリニック 倉敷中央病院

倉敷訪問看護サービスセンター 倉敷中央訪問看護ステーション

水島虹の訪問看護ステーション 倉敷しげい訪問看護ステーション

創心会訪問看護リハビリステーション

倉敷地域機関相談支援センター

早島支援学校 まきび支援学校

倉敷市保健所 倉敷市障がい福祉課

※令和2年度は2回実施

- ・令和2年11月7日（土）14：00～16：00

議題：重症心身障害児（者）の災害時の支援について

- ・令和3年3月10日（水）17：45～18：45（リモート会議）

議題：重症障害児（者）の現状の課題と災害時の安否確認、個別避難計画について

●医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・コーディネーター研修修了者数：43人

- ・倉敷市として配置人数：0人

●レスパイトサービス拡大促進事業

令和2年度予算：12,000,000円

令和3年度予算：9,000,000円

●医療的ケア児等の支援について

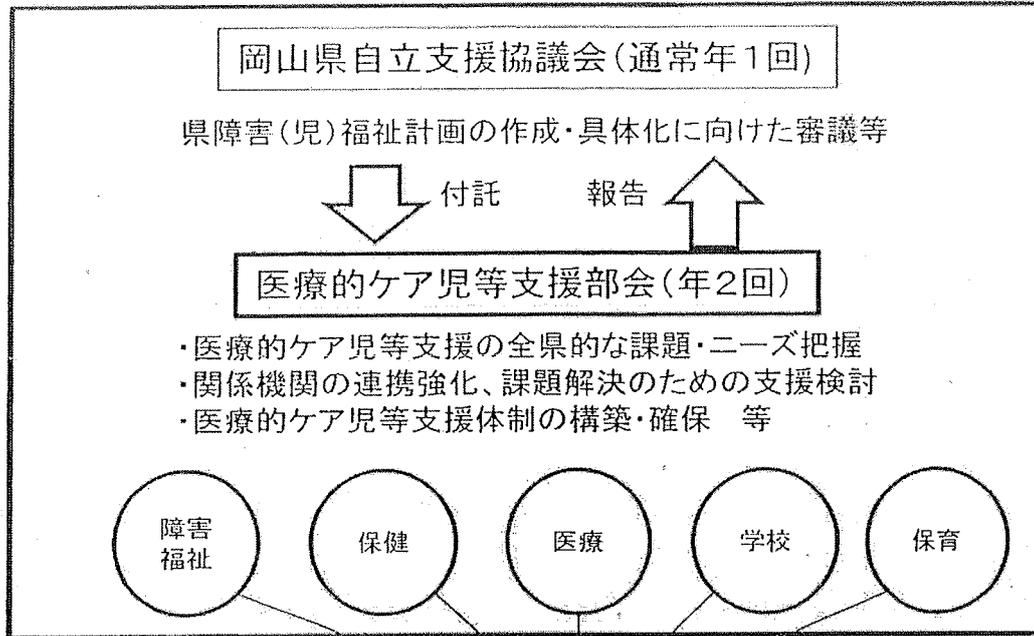
- ・コロナ対策における手指消毒用アルコールの配布

対象者：163名（人口呼吸器、気管切開、吸引を行っている）

内訳：800mlボトルを2本を配布（1回につき）

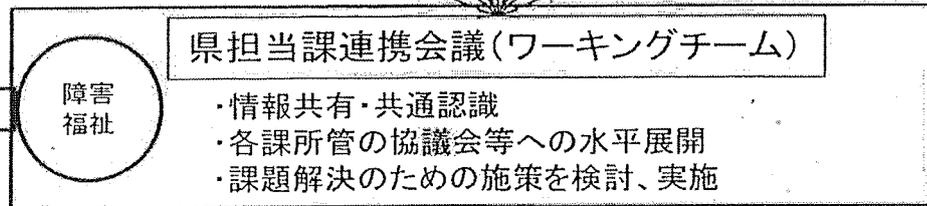
頻度：2か月に1回（令和2年度：計5回配布）

医療的ケア児等支援部会の展開(案)～イメージ～

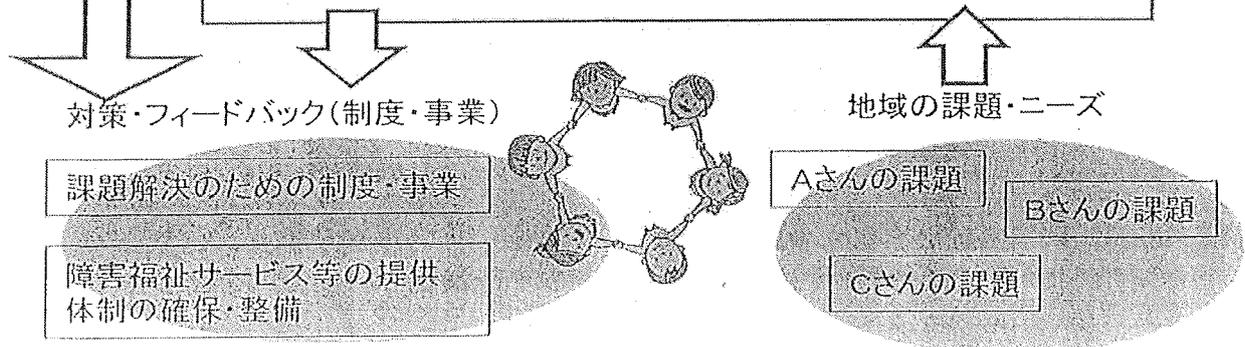
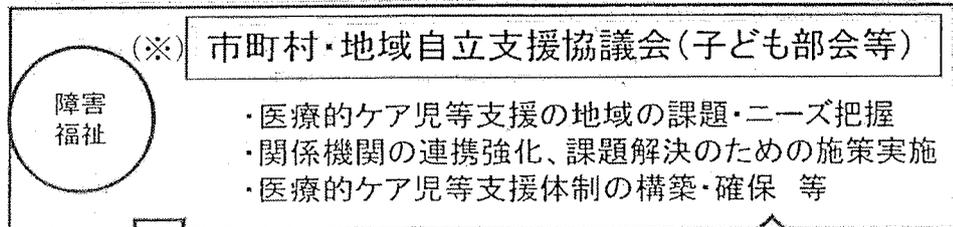
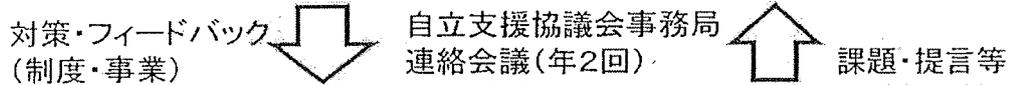


ワーキングチーム構成部署

- 県庁障害福祉課
- 〃 医療推進課
- 〃 特別支援教育課
- 〃 子ども家庭課
- 〃 子ども未来課
- 〃 健康推進課
- 〃 医薬安全課
- 各県民局福祉振興課



市町村単位では対応が難しい課題については、県民局単位で課題を取りまとめ、県担当者連携会議に吸い上げ県全体として協議ができる体制を整えている。



(※) 津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等ネットワーク会議  
津山市医療的ケア児支援推進会議

## (目的及び設置)

第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項の規定により、本市に住所を有する満18歳に満たない者であって人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を行う機関(以下「医療的ケア児支援関係機関」という。)との連絡調整を行うため、医療的ケア児支援推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌する事務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 医療的ケア児支援関係機関との連絡調整に関すること。
  - (2) 医療的ケア児に係る実態、状況等の把握に関すること。
  - (3) 医療的ケア児の支援に係る情報交換に関すること。
  - (4) 医療的ケア児の支援に係る調査、研究及び研修に関すること。
  - (5) 医療的ケア児の支援に係る施策の検討及び調整に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

- 第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、障害福祉課長をもって充て、会務を総理する。
  - 3 委員は、別表第1に掲げる課の職員のうちから所属長が指名する者をもって充てる。

## (会議)

- 第4条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。
- 2 推進会議の会議において必要と認めたときは、医療的ケア児支援関係機関に属する者等委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
  - 3 医療的ケア児支援関係機関は、別表第2に掲げる機関とする。

## (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所障害福祉課において処理する。

## (台帳の作成)

- 第6条 推進会議は、第2条各号に掲げる事務を行うため、医療的ケア児に係る保健、医療、福祉、教育その他の関連分野に関し必要な事項を記録した台帳を整備するものとする。
- 2 台帳の整備に当たっては、当該医療的ケア児の監護を行う者(以下「保護者等」という。)の同意を得るものとし、当該医療的ケア児及び保護者等の個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

## (守秘義務)

第7条 推進会議の会長、委員その他会議に出席する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

## (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成31年3月31日／告示／教委告示／第4号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

障害福祉課、こども保育課、健康増進課、学校教育課
--------------------------

## 別表第2(第4条関係)

津山地域自立支援協議会及びその構成機関	
医療部門	津山市医師会 医療的ケア児に関わる病院、訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション等
福祉部門	医療的ケア児に関わる障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等(ただし、津山地域自立支援協議会及びその構成機関を除く。)
保育部門	医療的ケア児に関わる保育園(所)、幼稚園、認定こども園等
教育部門	医療的ケア児に関わる小学校、中学校、高等学校等

津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議

設置時期：平成 30 年度

内 容：情報交換、情報共有、課題整理、調査・研究、協議等

出席者：津山地域自立支援協議会事務局・各部部长、基幹相談支援センター、美作保健所、  
美作県民局、鏡野町、美咲町、久米南町、津山市

開催回数：年間 3～4 回

## 新見市重症心身障害児者支援事業について

### 趣旨

重症心身障害児者の自立促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、機能訓練等を実施する。

### 事業内容

- ・一時的な見守り等の支援
- ・理学療法士等による機能訓練

### 実施日時

毎週金曜日(8月13日～15日、祝日、年末年始を除く)

一時預かり10:00～16:00      機能訓練13:40～16:00

### 実施場所(令和2年度)

新見市金谷640-1 新見市地域福祉センター

### 事業実施者(令和2年度)

- ・社会福祉法人 健康の森学園
- ・医療法人社団淳和会 長谷川記念病院
- ・社会福祉法人 旭川荘

医療的ケア児支援についての取り組み（備前市）

○医療的ケア児支援の施策

レスパイトサービス拡大促進事業（岡山県短期入所サービス拡大促進事業関連）

令和2年度予算 1,200千円

令和3年度予算 1,200千円

○医療的コーディネーター養成研修受講者

市内相談支援事業所に2名（参考：市内相談支援事業所4か所）

※第2期備前市障がい児福祉計画

医療的ケア児支援調整コーディネーター数の目標：4名

○医療的ケア児に関する協議の場

未実施。今後、東備地域自立支援協議会において協議を予定。